

# 遺留分減殺請求に関する講義ノート

佐藤 崇文

(序)

(問題)

(レジュメ)

(時系列表)

(講義ノート)

(参考文献)

(序)

全国に法科大学院が開校されてから平成21年4月には6年目に突入するが、理論と実務の架橋を目指す努力は今も各校で懸命に行われている。開校以来現在まで筆者は実務家教員の一人として関わってきたが、平成21年1月7日の民事法総合演習の講義で扱った事例及び講義内容を紹介して、関係者の参考に供したい。ちなみに同じような試みは、すでに民事法研究会発行「ロースクール研究」で『授業方法の研究』と題して多数の科目について第1号から第12号の現在まで連載形式で行われている。

民事法総合演習は3年次生の後期必修科目であり、小濱意三教授、大迫唯志教授及び筆者の3名が直接の担当ではあるが、複数の研究者教員を含めたオムニバス形式で行っている。また民事系教官会議において問題を事前に検討している。受講学生数は約60名であり、3つのグループに分けてほぼ20名毎にレポートの事前提出を課している。

平成 21 年 1 月 7 日午後 1 時～ 3 時の講義は、民法の研究者教員の神野礼  
斉准教授と筆者の担当であった。問題は筆者がオリジナルに作成したが、神  
野准教授との再三の打合せ及び民事教官会議における度重なる協議を経て若  
干の修正をした。事前に学生に対し問題文を TKC にアップして、学生は関  
係教員に添付ファイルでレポートを提出する。担当教員はレポートを検討の  
上で講義に臨む。レジュメ及び時系列表も筆者が作成して、講義当日配布し  
た。講義ノートも筆者の作成であるが、上述の打合せ及び議論を踏まえて筆  
者なりに改良したつもりであるが、間違いなどがあれば、責任は全て筆者に  
有る。

当日の講義で、神野准教授が小問 1 のうちの具体的遺留分の計算（神野准  
教授と筆者で計算方法に若干の差異があるが、筆者の講義ノートであるので  
筆者の計算方法を掲載した）、小問 2 の X と甲の関係、X と Y 3 の関係及び  
小問 3 を担当し、残りの部分を私が担当した。講義の進め方は、基本的にレ  
ポート提出者に対し質問をしてゆくスタイルである。

本稿は論文ではなくまた読み難さを避けるため、その都度の文献引用を控  
えたが、参考文献は後記のとおりである。

関係教員との協議の中で出された貴重なご意見ないし示唆に感謝すると共  
に、さまざまな内容のレポートにより筆者の理解も多角的なものになったの  
でレポート提出者に対しても謝意を表する。

なお、なにぶんにも急に本稿を思い立ったため、理解の不十分な点や単純  
ミス等があるのではないかと懸念しているが、その場合はご遠慮無く指摘頂  
きたい。

## （問 題）

1. A（70 歳）は長年の喫煙の結果肺ガンになった。また年を重ねる毎に  
物忘れが激しくなり、朝食を食べたことも忘れることがあった。そこで

亡くなった場合に備えて、自筆で遺言書を書くことにした。Aには一人息子のX(35歳)がいるが、甘やかして育てたためか、無軌道な生活をしている。Xが30歳の頃サラ金から多額の借金をしていることが判明したので、やむなくAはXのため多額の金を出して債務整理をしてやったこともあった。しかしその後XはAのところにとまると言えば、「10万円欲しい。」などと無心するだけで、しかも「親父なんか早くくたばってしまえ。」と悪態をつくこともあったので、AはXにほとんど愛想が尽きてしまった。

2. 平成20年5月5日Aは、「Y1に対し自宅の土地建物を遺贈する。Y2に対しAビルの土地建物を遺贈する。Y3に対しペカソの限定複製画1枚を遺贈する。遺言執行者としてY1を指定する。平成20年5月5日 A印」との自筆遺言書を作成して封緘をした上で、5月6日Y1に渡した。Y1はAと懇意の女性、Y2はAの長年の友人、またY3はAの縁戚である。なお、自宅の土地建物(以下、自宅という)は時価3000万円相当、Aビルの土地建物(以下、Aビルという)の時価は5000万円相当、ペカソのサイン入りの限定複製画1枚(以下、絵という)は200万円である。

3. 8月31日Aは○×病院で死亡した。当時Xとの連絡がなかなか取れなかったため、Y3が形だけの喪主となり、9月2日葬儀が行われた。9月22日Y1は広島家庭裁判所にAの自筆遺言書の検認を申立てた。10月15日X及びY1が出席して検認が行われた。裁判官がはさみで自筆遺言書の封を切って、内容を確認すると第2項のとおりであった。Xは啞然として「こんな馬鹿なことがあるか。親父がこんなものを書くはずが無い。親父は認知症だ。許さん。」と声を張り上げたが、裁判官は「まあ、何でしたら、弁護士さんに相談されたらいかがでしょうか。」と

言うだけで、すぐに検認は終了した。Y 1は検認された遺言書を受け取った。

4. 10月15日Y 1はY 2及びY 3に対し遺言の内容を伝えた。10月16日Y 1は遺言書を持って△△司法書士事務所に行くと、「この内容なら、亡きAの自宅をすぐあなたの名義にできます。」と言われたので、直ちに登記手続を依頼して、10月17日平成20年8月31日遺贈を原因とする移転登記が行われた。また10月17日Y 3が絵を受け取りに来たので、Y 1はY 3に渡した。Y 2も△△司法書士事務所に登記手続を依頼して、10月20日Aビルについて平成20年8月31日遺贈を原因とする移転登記が行われた。
5. 他方、10月18日Xは●●法科大学院の3年次学生に相談したところ、「とりあえず『遺言は無効である。有効としても遺留分を侵害しているので減殺する。』という内容証明を出して、それから弁護士さんに相談したら良いでしょう。」と言われた。そこで10月22日XはY 1、Y 2及びY 3に対し上記の内容でそれぞれ内容証明郵便を出して、10月24日内容証明郵便はY 1、Y 2及びY 3の全員に到達した。
6. 11月12日Xが、ある人を介して、弁護士であるあなたの事務所に相談に来た。Xは、「父は認知症でしたので遺言は無効です。自宅、Aビル及び絵のすべてを取り戻したい。仮にそれが無理だとしても、自分は2分の1の遺留分を有しているので、すべてについて半分を取り戻したい。」と述べた。念のためすぐにあなたの事務所で登記簿謄本を取り寄せたところ自宅はY 1名義のままであったが、Aビルは平成20年11月7日売買を原因としてY 2からZに同日付けで移転登記されていた。あなたがXの訴訟代理人としてY 1、Z及びY 3を被告として提訴する場

合、(1) どのような訴訟を起こすかを検討しなさい。

7. 11月20日提訴したところ、11月30日被告Y3があなたの事務所に電話をして「訴状及び期日呼出状を受け取ったが、10月28日私は知人の甲に対し絵を代金100万円で売却済みです。したがって私は絵を持っていません。」と言った。(2) X及び甲の法律関係とX及びY3の法律関係を検討した上で、今後いかなる訴訟手続を取るべきかを考えなさい。
8. また証拠調べの結果、「被告ZはAビルを購入する際、すでにXがY1に対し遺留分減殺請求していたことを知っていたが、XがAに対し悪態をついていたことをAからさんざん聞かされていたので、XにAビルを渡すことは必要は無いと考えて、4500万円を支払ってY1から購入した。」との事実が認められた場合、(3) XとZの法律関係を検討せよ。
9. 第8項と異なり、「Y2とZは10月21日Aビルについて売買契約を締結して、同契約の内容は契約時に1500万円を支払い、11月14日所有権移転及び移転登記と引き換えに残代金3000万円を支払うというものであった。11月3日になってZはXがY1に対しすでに遺留分減殺請求していたことを知ったが、11月14日Y2に対し残代金3000万円を支払って所有権移転及び移転登記を得た。」という場合の、(4) XとZの法律関係を検討せよ。

以上

(レジュメ)

小問(1) どのような訴訟を起こすか。

222- 遺留分減殺請求に関する講義ノート (佐藤)

Y 1 (自宅の受遺者)

Z (ビルの転得者)

Y 3 (絵の受遺者)

小問 (2) 絵について：X - 10月24日遺留分減殺 - Y 3 - 10月28日売  
買 - 甲

{Xと甲の関係}

{XとY 3の関係}

{今後いかなる訴訟手続を取るべきか}

小問 (3) XとZとの法律関係

ビルについて：X 10月24日遺留分減殺 → Y 2 11月7日売買 転得者Z

小問 (4)

ビルについて：減殺前の譲渡かあるいは減殺後の譲渡か

X 10月24日遺留分減殺 → Y 2, 10月21日契約・11月14日権利移転・  
登記 転得者Z

(時 系 列 表)

平成20年

5月5日 Aは自筆遺言書を作成

8月31日 A死亡

9月22日 Y1は検認申立

10月15日 検認期日

10月15日 Y1はY2及びY3に対し遺言の内容を伝えた。

10月17日 自宅について平成20年8月31日遺贈を原因とする移転登記  
Y3にペカソの絵1枚を渡す。

10月18日 Xは学生に相談

10月20日 Aビルについて平成20年8月31日遺贈を原因とする移転登  
記

10月24日 内容証明郵便はY1, Y2及びY3に到達

11月12日 Xがあなたの事務所に来た。

11月7日 Aビルについて同日売買を原因としてY2からZに同日付移転  
登記

11月20日 提訴

11月30日 被告Y3から「10月28日甲に絵1枚を代金100万円で売却した」との電話

（講義ノート）

小問（1） どのような訴訟を起こすか。

Q1 遺言無効を理由として返還請求する場合の訴訟物は何ですか、請求の趣旨は要約するとどうなるか、また請求原因以下はどうか。

A 所有権に基づく妨害排除請求権ないし返還請求権である（主位的請求）

Y1（自宅の受遺者）：真正な登記名義回復を原因とする移転登記手続請求または抹消登記手続請求（←A名義に戻れば、Xは相続を原因として単独で登記できる）  
明渡し請求

Z（ビルの転得者）：真正な登記名義の回復を原因とする移転登記手続請求  
明渡し請求

Y3（絵の受遺者）：引渡し請求

※ 登記手続は登記所に対して一定の登記手続を申請することであり、意思表示である。したがって確定した時意思表示をしたものとみなされる（民事執行法174条1項）。判決確定前の登記を認めると回復しがたい事態が生じるおそれがある。したがって仮執行宣言は付さない。

※ 本件自筆遺言書を見た司法書士はなぜ「この内容なら自宅をすぐあなたの名義にできます。」と言ったのか。売買の場合売主及び買主の共同申請であり、売主が死亡すると相続人が登記義務を引き継ぐ。贈与の場合も同様である。遺贈は死亡によって効力を生じるので、受遺者と遺言者の相続人の共同申請となる。本問のように遺言執行者が居れば、相続人の代理（1015条）として執行者と受遺者が共同申請する。

Y 1 が執行者と受遺者を兼ねているので自己契約(108条)となるが、登記義務を債務の履行(108条但書)と考える。したがってY 1 単独で登記手続が可能となるからである。

請求原因：A所有，A死亡，XはAの子，登記の存在あるいは占有  
抗弁（遺贈に基づく登記保持権限，占有権原）：各物件を各被告に遺贈  
するとの自筆証書遺言  
を作成。基づく登記・  
占有の存在  
再抗弁：遺言の内容及び法的効果を判断する能力を欠いていた（遺贈能力の欠如）。

Q2-1 上記 Q1 記載の訴訟を起こすことができるにもかかわらず，遺言無効確認請求訴訟を起こせるのだろうか，確認の利益はあるのか。

A 遺言の有効か無効かが紛争の根本的原因になっているので確認の利益はあるように見える。しかし自宅，ビル，絵の返還を実現すれば十分であり，別に遺言無効確認訴訟を起こす意味は無いであろう（確認訴訟の補充性）。もし「全部の財産を〇〇に遺贈する。」との遺言であれば，後日他に財産の見つかった場合当該財産も遺言によって〇〇に遺贈されるので，そのような場合に備えて遺言無効確認訴訟を提起しておく必要はある。しかし本問のように自宅，ビル，絵を各被告に遺贈するという遺言の場合後日他にめぼしい財産が見つかったとしても当該財産は遺言の対象外であるので遺言無効確認訴訟を提起する意味は無い。したがって本問では確認の利益は認められない。

しかし中間確認の訴え（民訴145条）はおそらく可能であろう。その場合の訴訟物は遺言の有効性であり，要件事実は次のとおりである。

請求原因：別紙のA名義の遺言が存在する（←ここで1004条検認の意味

を言及する：検認は遺言書の現状を確認・保存する行為であり名義人Aが作成したことあるいは有効に作成されたことを確認するものではない。), A死亡, A死亡時財産有り, XはAの子, 効力について争い有り

抗弁：全文, 日付, 氏名をすべて自筆して, 押印した (968条1項自筆遺言の成立要件)。

再抗弁：作成当時遺言の内容及び法的効果を判断する能力 (963条) を欠いていた (遺言能力の欠如)。

Q2-2 上記 Q1 記載の訴訟を提起しないで遺言無効確認請求訴訟だけを起こした人がいたが, 確認判決で執行できるのか。

A 確認判決では執行できない。被告らが自発的に返還しない限りあらためて上記 Q1 記載の訴訟を提起しなければならない。

Q3 遺言の有効を前提にすると遺留分減殺請求 (予備的請求) が問題となるが, この場合の訴訟物は何か, 請求の趣旨は要約してどうなるのか, また請求原因以下はどうなるのか。

A 訴訟物は遺留分減殺請求権ではなく, 減殺により取得した所有権に基づく妨害排除請求権ないし返還請求権 (形成権説) である。

Y 1 (自宅の受遺者) : 遺留分減殺を原因とする 2 分の 1 の移転登記手続請求

明渡し請求?

Z (ビルの転得者) : 真正な名義回復を原因とする 2 分の 1 の移転登記手続請求

明渡し請求?

Z (ビルの転得者) : Y 3 (絵の受遺者) : 2 分の 1 の持分確認請求  
引渡し請求?

※ 2分の1の持分に基づいて明渡し請求できるか。あるいはたとえば2分の1の持分を超える持分を有している場合管理行為として明渡し請求できるか。できない。なぜなら被告も持分に応じて共有物の全部を使用する権利(249条)があるからだ(最判昭和41年5月19日)。しかし原告も使用する権利を有するので、使用を妨げられたことを理由に損害賠償(709条不法行為)あるいは利得の返還請求(703条不当利得)ができる(最判平成12年4月7日)。但し絵の場合損害の立証はなかなか困難であろう。

※ そこで、たとえば本件自宅について共有物分割請求訴訟(258条1項)を提起するのはどうだろうか。減殺請求によって共有者となるので持分登記が無くても共有物分割請求訴訟は可能である。株式について共有物分割請求訴訟を認めた判例もある(最判平成12年7月11日)。しかしXは半分返してもらいたいと言っているので、いきなり共有物分割請求訴訟を起こすことはXの意に沿っていないであろう。

請求原因：被告らに各物件を遺贈するとのAの遺言が存在する，A所有，A死亡，XはAの子，Xの遺留分2分の1が侵害された。減殺請求の意思表示。登記ないし占有

抗弁：価額弁償。現実に弁償したかあるいは提供したことが本来必要であるが(1041条，最判昭和54年7月10日)，価額弁償の意思表示をして弁償すべき額の確定を裁判所に申し立てることができる(最判平成9年2月25日)。

※ 本問ではXは債務整理のためAから金を出してもらっているため、仮にXが生計の資本として1000万円の贈与を受けていたと評価される場合、具体的遺留分侵害率はどうなるのか。1029条についての最判平成8年11月26日。また特別受益は1年前のものであっても贈与に含まれるとの最判平成10年3月24日を参考にして計算すると次のとおりとなる。

$$(3000 + 5000 + 200) + 1000 = 9200$$

$$9200 \times 2 \text{ 分の } 1 = 4600$$

$$4600 - 1000 = 3600 \leftarrow \text{具体的遺留分侵害額}$$

$$3600 \div 8200 \doteq 43.9 \% \leftarrow \text{具体的遺留分侵害率}$$

自宅の受遺者 Y 1 が価額弁償を申し出の場合の価額は、

$$3000 \times 43.9 \% \doteq 1317$$

そこで、判決主文は「被告 Y 1 は原告に対し、被告 Y 1 が原告に対して民法 1041 条所定の遺贈の目的の価額弁償として 1317 万円を支払わなかったときは、自宅の持分 1000 分の 439 につき、所有権移転登記手続をせよ。」となる（最判平成 9 年 2 月 25 日）。

条件付き判決であるので原告は執行文の付与を申請することになるが、その場合裁判所書記官は支払ったことを証明する文書の提出を Y 1 に催告して提出がなければ執行文を付与する（民事執行法 174 条 3 項）

なお、訴訟提起の段階では特別受益、債務額、全体の財産が原告に不明の場合も多いので、抽象的遺留分率（1028 条）で請求することが多い。証拠調べの結果これらが判明すると、裁判所は具体的遺留分の限度で原告の請求を認めることになる。

小問 (2) 絵について。X10 月 24 日遺留分減殺→Y 3 - 10 月 28 日売買 -  
甲

{X と甲の関係}

Q1 遺言無効の場合はどうなるのか。

A 甲は無権利者 Y 3 から絵を譲り受けたことになる。本問では甲の善意悪意は不明であるが、甲が善意無過失であれば絵を即時取得（192 条）する。

Q2-1 遺言有効の場合はどうなるのか。

A 10月24日遺留分減殺で、10月28日Y3から甲への売買であるので、甲は減殺後の転得者である。この場合減殺によってY3からXへ絵の所有権が復歸的に変動したと考えれば二重譲渡となり対抗問題である(最判昭和35年7月19日)。減殺請求は遺留分確保のための法的技術であり解除や取消と同様に復歸的物権変動を観念しうるであろう。そこで対抗要件である占有を先に備えた甲は、背信的悪意者でない限り、絵の所有権取得をXに対抗できる。

Q2-2 ところで、Xは1040条1項但書を根拠に甲に対し減殺請求できないか。

A できない。なぜなら1040条1項は減殺前の譲渡を念頭に置いた規定だからである(最判昭和35年7月19日)。1040条1項本文は「譲り渡したときは」と定めているところ、譲り渡す前であれば受遺者に減殺請求すれば良い。また減殺後の譲渡は対抗問題として処理すれば良い。したがって1040条1項は減殺前の譲渡に適用される規定であるから、Xは甲に対し減殺請求できない。但し、前後を問わず適用すべきとの少数説もある。

Q2-3 仮に復歸的物権変動を観念しない場合はどうなるのか。

A 2分の1について甲は無権利者Y3から譲り受けたことになる。そこで即時取得(192条)の成立が考えられる。

いずれにしろ、178条と192条をきちんと区別すべきである。

### {XとY3の関係}

Q1 Xは1040条1項本文を根拠にY3に対し価額弁償請求できるか。

A 上記のとおり1040条1項は減殺前の譲渡に適用される規定であるので、XはY3に対し価額弁償請求できない。しかし不法行為を理由に損害賠償請求あるいは不当利得を理由に利得の返還請求はできる。

{今後いかなる訴訟手続を取るべきか}

- イ 甲に対し敗訴すると最初から決め付けることもできないので、訴訟係属（被告Y3に訴状送達で訴訟係属）前に譲り受けた甲に対し別訴をを起こして併合してもらう。甲に訴訟引き受けさせると書いた人が多かったが、訴訟係属中の譲渡（民訴50条1項）ではないので不可。訴訟係属前の譲受人に対し訴訟引受を認めると、原告は十分現在の権利者を調べもしないで提訴できてしまう。
- ロ あるいは甲に敗訴すると考えて、Y3に対する請求を損害賠償請求に変更（民訴143条1項）する。

### 小問(3) XとZとの法律関係

（ビルについて。X－10月24日遺留分減殺－Y2－11月7日売買－転得者Z）

- Q1 Xの遺留分減殺は10月24日であり、Y2がZに売買したのは11月7日であるので、Zは減殺後の転得者にあたる。小問2で述べたとおり、減殺によって復歸的物権変動があったとみればY2を起点とする二重譲渡となり対抗問題となる。ところで、Xが減殺したこと、つまりY2からXに対し復歸的物権変動のあったことをZが認識していると、Xは背信的悪意者になるか。
- A 減殺請求の事実を認識したことは単なる悪意にすぎない。本問で、Zは5000万円のビルを4500万円で購入しており著しく安価ではなく、またXがAに悪態をついていたことから購入したのであり目的も不法と言えない。したがってZはXに対しビルの所有権取得を対抗することができる。
- Q2 ちなみに減殺によって2分の1の所有権が最初からXにあると考える

と、Zは2分の1の限度で無権利者Y2から譲り受けたことになるが、94条2項の類推適用によってZを保護できるか。

A Zは減殺請求を知っていたのであるから悪意であり、保護されない。

Q3 仮にZが減殺請求を知っていなかった場合、94条2項を類推適用する事情があるか。

A 本問のXには明示あるいは黙示に登記の存在を承認(最判昭和45年4月16日, 最判昭和48年6月28日参照)したという事情は無い。

小問(4) 減殺前の譲渡かあるいは減殺後の譲渡か

(X-10月24日遺留分減殺-Y2-10月21日契約・11月14日権利移転・登記-転得者Z)

Q1 1040条1項但書「譲受人が譲渡の時に於いて遺留分権利者に損害を加えることを知っていたとき」に該当するかどうか。譲渡の意味が問題となる。

A Y2からZへのAビルの売買契約は10月21日であり、遺留分減殺は10月24日であるので、(イ)契約締結を譲渡と考えれば、減殺前の譲渡であり1040条1項但書の適用を受ける。他方(ロ)所有権移転時を譲渡と考えれば、特約で11月14日が所有権移転時であるので減殺後の譲渡となる。したがって対抗問題となり、登記を先に得たZが保護される。

Q2 たとえば、1040条1項本文の「譲り渡した」という表現からどう考えるか。

A 譲受人の立場から言えば譲り受けたということである。つまり、所有権移転も交付も受けたという意味に解することができる。すると本問では、10月28日減殺時点では決済されておらず、減殺後に譲渡されたことにな

り対抗問題として処理されることになる。

Q3 それで良いか。

A いや、いったん契約を締結すれば当該契約内容に従い履行する義務が生じるのであるから譲渡とは契約締結時と解すべきであろう。第三者が利害関係を生じたのは契約締結時と言うことができる。本問では減殺前に譲渡とされていると考えて、1040条1項但書を適用すべきである。契約締結時のZの主観は明白でないが、亡きAの相続人はX一人であることまたAビルが相続財産の半分以上を超えることまでの認識は通常契約時に第三者にはないであろうから、Zは善意と考えられる。XはZに対し減殺請求できない。

Q4 1040条1項但書の「遺留分権利者に損害を加えることを知って」とはどのような意味か。

A 客観的に遺留分を侵害することを認識していれば良く、今後減殺請求されるだろうことまでを認識している必要は無い。

以上

（参考文献） 順不同

- (1) 高村浩編著「民事意思能力と裁判判断の基準」新日本法規
- (2) 星野雅紀編「遺留分をめぐる紛争事例解説集」新日本法規
- (3) 埼玉弁護士会編「遺留分の法律と実務」ぎょうせい
- (4) 埼玉弁護士会編「共有をめぐる法律と実務」ぎょうせい
- (5) 馬橋隆紀「共有関係における紛争事例解説集」新日本法規
- (6) 伊藤滋夫編「民事要件事実講座第4巻」青林書院

- (7) 大江忠「ゼミナール要件事実2」第一法規
- (8) 伊藤滋夫・山崎敏彦編「ケースブック要件事実・事実認定(第2版)」有斐閣
- (9) 鎌田薫・加藤新太郎・須藤典明・中田裕康・三木浩一・大村敦志編「民事法 I - 総則・物権」日本評論社
- (10) 裁判所書記官研修所監修「執行文に関する書記官事務の研究」司法協会
- (11) 岡口基一「要件事実マニュアル第2版 下巻」ぎょうせい
- (12) 岡口基一「要件事実マニュアル 別巻家事事件編」ぎょうせい
- (13) 岡口基一「要件事実問題集」商事法務
- (14) 司法研修所編「改訂 紛争類型別の要件事実」法曹会
- (15) 加藤新太郎・細野敦「要件事実の考え方と実務[第2版]」民事法研究会
- (16) 大江忠「要件事実ノート」商事法務
- (17) 藤田耕三・小川英明編「不動産訴訟の実務[三訂版]」新日本法規
- (18) 赤羽二郎「解説 不動産登記法 10訂版」住宅新報社
- (19) 阿波弘夫「登記手続請求訴訟における「請求の趣旨」参考文例集」山陽日日新聞社
- (20) 不動産登記実務研究会編「実務不動産登記先例要旨録」六法出版社
- (21) 内田貴「民法4[補訂版] 親族・相続」東京大学出版会
- (22) 潮見佳男「相続法[第2版]」弘文堂
- (23) 中川善之助・加藤永一編「新版 注釈民法(28) 相続(3)」有斐閣
- (24) 裁判所職員総合研修所監修「民事訴訟法講義案(改訂補訂版)」司法協会
- (25) 伊藤眞「民事訴訟法 第3版」有斐閣
- (26) 松本博之・上野泰男「民事訴訟法(第5版)」弘文堂
- (27) 小室直人・賀集唱・松本博之・加藤新太郎編「基本法コンメンタール

234- 遺留分減殺請求に関する講義ノート（佐藤）

〔第二版〕新民事訴訟法1〕日本評論社

(28) 島津一郎・松川正毅編「基本法コンメンタール〔第四版〕相続」日本評論社

(29) 別冊ジュリスト「家族法判例百選〔第六版〕」有斐閣

(30) 別冊ジュリスト「民事訴訟法判例百選〔第三版〕」有斐閣